


# 目の前に広がる解放感とゆとり 三島町で夢育む理想の暮らしを実現

過疎化が進む三島町では、住民が安心して暮らすことができる地域コミュニティを維持するため、人口減少（少子化）対策が喫緊の課題となっています。保護者が安心して子育て教育できる環境があるまち、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえることができるまち、高齢者が生き生きと安心して暮らせるまちの実現に向けた様々な支援・補助制度を一覧表にしました。三島町で理想の暮らしを実現してみませんか？移住・定住についてご不明な点があればお気軽にご相談ください。

★移住・定住の相談窓口：地域政策課 48-5533

## 三島町で育てる

対象	主な支援・補助	条件などの概要・内容		問合せ先
出生 (乳幼児期)	○医療費 ○予防接種費用 (インフルエンザ 予防接種を含む) ○町営バス料金   <b>無料</b>	出産祝金	町内に住所を有する者が新生児を分娩したる場合、新生児1人につき30万円のお祝金を支給します。(但し、規則で定める者を除く。)	総務課総務係 Tel.48-5511
		子育てサークル (ワンダークラブ)	保育所入所前の児童と保護者による情報交換や保健師による相談会を実施しています。	教育委員会 Tel.48-5599
		乳幼児訪問指導・健診の充実	保健師による子育て指導や健診、個別相談を実施しています。	町民課保健福祉係 Tel.48-5565
		産後ケア事業	若年産婦や生活経験の未熟等により育児の知識や技術が不足している産婦に対し、助産所等において育児技術の提供を含むケアを実施し、自信を持って育児が行えるよう支援します。	町民課保健福祉係 Tel.48-5565
		紙おむつ支給事業	三島町に住所を有する1歳未満の乳児の保護者又は養育者に1ヵ月当たり月額3,000円を限度として紙おむつを支給します。ただし、所要額の1割を負担していただきます。	町民課保健福祉係 Tel.48-5565
		ベビーシート(1歳未満) 無料貸出	大切な命を守るべく、交通事故のため、ベビーシートの無料貸出を実施しています。	総務課総務係 Tel.48-5511
保育所児童 (乳幼児期)	○児童手当の 支給(国制度) 1ヵ月当たり  ①0歳～3歳未満 15,000円	保育料軽減	第2子半額、第3子以降無料(同時入所要件なし) ※保育料は保護者の収入によって決定されます。 (保育料の上限は、3歳未満は33,700円、3歳以上は15,300円)	教育委員会 Tel.48-5599
		保育時間	月曜日から土曜日の午前7時30分から午後6時30分(土曜日については事前申込が必要)になります。	三島保育所 Tel.48-5501
小学生	②3歳～15歳に 到達してから最 初の年度末まで 10,000円	放課後児童対策	午後6時まで、町民センターにて共働き等で放課後一人になる児童を問わず「ゆめぼけっとクラブ」活動を通して放課後から帰宅まで安全で且つ学習等の時間の有効活用を図ります。	教育委員会 Tel.48-5599
		学力向上 サポートティーチャーの設置	経験豊富なOBの先生等を活用し、小学校で授業のサポートを行い、苦手教科の克服と学力向上を目指します。	教育委員会 Tel.48-5599
中学生	③第3子以降(3 歳～小学校修了 前) 15,000円	修学旅行費補助	旅行経費より1人当たり60,000円を控除した金額を補助 ※中学校のみ	教育委員会 Tel.48-5599
		キャリア教育の推進	主に町内で仕事をしている方の職業講話等を聞くことにより、将来、町内でも自分で起業したり、就職することができることを学べます。	教育委員会 Tel.48-5599
小学校 ～ 中学校		H30.4～学校完全給食(予定) ※これまではお弁当		教育委員会 Tel.48-5599

## 三島町で暮らす

区分	主な支援・補助・概要・内容		問合せ先	
結婚	結婚祝金	結婚する男女が初婚又はいずれかが初婚である方で、結婚後も町内住所を有する場合。(規則で定める方を除く。)	10万円支給 総務課総務係 Tel.48-5511	
町営住宅	町には66戸の町営住宅があります。募集する際は、随時、町HPに掲載します。(移住体験住宅を除く。)		産業建設課 建設係 Tel.48-5556	
	世帯用住宅36戸	中平団地		24戸
		中田団地		6戸
		特定公共賃貸住宅宮下居平団地		2戸
		子育て支援住宅宮下館団地		4戸
単身用住宅11戸	特定公共賃貸住宅宮下居平団地	4戸		
若者単身用住宅宮下乙田団地 ※H29 5戸建設予定	7戸			
空き家	改修費補助	対象経費の3分の2以内の額(上限あり) 町外からの移住、定住(町内転居含む。)または、地域活動等の促進などが見込まれる空き家の改修について補助します。ただし、①②にあつては5年以上の定住を伴う場合に限り、③にあつては5年間の利活用計画が策定されている場合に限られます。 ※家財処分費、倉庫、車庫等は対象外	①町外から住民票の異動を伴う移住者の場合 上限150万円 ②町内で住民票の異動を伴う転居者の場合 上限100万円 ③地域活動促進 上限100万円	地域政策課 地域政策係 Tel.48-5533
	解体費補助	利活用の見込みのない空き家や、倒壊のおそれのある空き家を解体する場合。	○対象経費の3分の2以内の額 上限75万円	
持ち家	改修費補助	町内で新たに世帯員の増を伴って5年以上定住するための住宅の増築を伴う改修。	○対象経費の3分の2以内の額 上限100万円	
	新築補助	町内に住居を新築した場合。 ※倉庫、車庫等は対象外	①町内の事業所を利用した場合 上限150万円 ②町外の事業所を利用した場合 上限100万円	



区分	主な支援・補助・概要・内容		問合せ先												
就職する	就職祝金	新卒者、Uターン者等で町内に住所を有する年齢満 40 歳未満の者が就職した場合。ただし、1人1回とし規則で定める者を除く。	5万円支給 総務課総務係 Tel48-5511												
会社で働く	求人情報の提供	ハローワークの求人情報を役場窓口で閲覧が可能です。													
起業する	起業支援補助	<p>(1) 補助対象者：申請年度内に起業する方や申請時に起業の日から2年を経過しない方であって、次の要件を全て満たしている方。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・起業しようとする事業の計画が明確であること。</li> <li>・起業後の事業所等の場所が町内であること。</li> <li>・許認可等要する業種を起業する者については、すでに当該許認可を受けていること又は当該許認可等を受けることが確実に認められること。</li> </ul> <p>(2) 補助対象業種：次に掲げる要件を全て満たしている業種</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農林漁業、医療業、金融保険業、風俗営業、宗教、政治、経済、文化団体等の業種に該当していない事業。ただし、農業者の場合、農産物の加工品を製造販売する場合や農業以外の業種で事業を行う場合は除く。</li> <li>・フランチャイズチェーン等の画一的な営業に該当していない事業。</li> <li>・事業年度末までに完了する事業。</li> </ul> <p>(3) 補助対象経費：新たに事業を行うにあたり要する次の経費</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①広報費（広告宣伝費、印刷製本費、ホームページ製作費）</li> <li>②試作開発等に要する経費（原材料費、委託料、専門家招聘等に係る謝金・旅費、リース料、消耗品費等。ただし、販売品に係る原材料費の仕入れ費用を除く。）</li> <li>③賃借料（事業所等の家賃、借地料。ただし、礼金、敷金、保証金、管理費、共益費、仲介手数料は除く。）※申請時に既に賃貸借契約を締結している場合には、交付決定日以降の翌月からの賃借料を対象とする。</li> <li>④設備費及び備品購入費（50万円（税込）未満のものに限る。）</li> <li>⑤起業に必要な官公庁等の申請書類作成等に係る経費（司法書士や行政書士への報酬・手数料）</li> <li>⑥知的財産権の出願及び取得に係る経費（出願料、出願審査請求料又は技術評価請求料、弁理士や弁護士への報酬・手数料）</li> <li>⑦その他町長が必要と認める経費</li> </ol>	対象経費の3分の2以内 (千円未満切り捨て) 上限 100 万円 地域政策課 地域政策係 Tel48-5533												
	雇用創出支援補助	<p>(1) 補助対象者：次に掲げる要件を全て満たしている者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内に住所を有する個人又は町内に主たる事業所を有する法人であること（新たに町内に住所を有する場合を含む）</li> <li>・事業（収支）計画が明確であること</li> <li>・事業所等の場所が町内であること</li> <li>・許認可等を要する業種については、既に当該認可を受けていること又は当該許認可等を受けることが確実に認められること</li> <li>※町税、町使用料等の滞納がない者</li> </ul> <p>(2) 補助対象者となる被雇用者の範囲 申請年度において新たに雇用する従業員（正社員又はパート） ※申請年度以前に雇用した従業員は対象としない。</p> <p>(3) 補助対象経費 次の要件を満たす新たに雇用する従業員の賃金・共済費</p> <table border="1" data-bbox="541 2323 1314 2650"> <thead> <tr> <th>要件</th> <th>正社員</th> <th>パート</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雇用条件</td> <td>1年以上の雇用契約</td> <td>6ヵ月以上の雇用契約</td> </tr> <tr> <td>補助する雇用人数（※1）</td> <td>2人以内</td> <td>3人以内</td> </tr> <tr> <td>補助対象となる雇用期間（※2）</td> <td>雇用開始から1年以内</td> <td>雇用開始から6ヵ月以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 正社員とパートの合計は3人以内とする。 ※2 申請時に既に雇用契約がある場合については、雇用契約日から申請日までの期間を補助対象となる雇用期間から除くものとする。</p>	要件	正社員	パート	雇用条件	1年以上の雇用契約	6ヵ月以上の雇用契約	補助する雇用人数（※1）	2人以内	3人以内	補助対象となる雇用期間（※2）	雇用開始から1年以内	雇用開始から6ヵ月以内	<p>①正社員 1人当たり月額10万円以内 ※町外から住民票の異動を伴い町内に居住する被雇用者の場合は月額13万円以内、町外から通勤する被雇用者の場合は月額7万円以内とする。</p> <p>②パート 1人当たり月額5万円以内 ※町外から住民票の異動を伴い町内に居住する被雇用者の場合は月額7万円以内、町外から通勤する被雇用者の場合は月額3万円以内とする。</p>
要件	正社員	パート													
雇用条件	1年以上の雇用契約	6ヵ月以上の雇用契約													
補助する雇用人数（※1）	2人以内	3人以内													
補助対象となる雇用期間（※2）	雇用開始から1年以内	雇用開始から6ヵ月以内													